

東郷町国民健康保険東郷診療所運営委員会規則

(設置)

第1条 東郷町国民健康保険東郷診療所条例（昭和63年東郷町条例第4号）第11条の規定により東郷町国民健康保険東郷診療所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 運営委員会は、東郷町国民健康保険東郷診療所の運営に関する重要な事項について審議する。

(定数)

第3条 運営委員会の定数は9人とし、町長がこれを委嘱する。

2 委員会の構成は、公益を代表する委員、学識経験者を代表する委員、住民を代表する委員それぞれ3人ずつ合わせて9人にて構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、欠員ができた場合の補欠委員の任期は、前任者の残存任期の期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人ずつを置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、委員長は、公益を代表する委員の中より選出するものとする。

2 委員長は、運営委員会を代表し、委員を招集し、運営委員会の審議事項の決議その他について町長に報告するものとする。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。

(書記)

第6条 運営委員会に書記を置く。書記は町長の同意を得て委員長が任命する。

2 委員長は、町長の同意を得て書記を任命する。

3 書記は、委員長の指揮を受け庶務に従事する。

4 運営委員会の書記の事務局を東郷診療所に置く。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、特別の事由のない限り毎年2回これを開催し、審議した事項を町長に報告しなければならない。

2 町長の諮問のあったときは、その都度運営委員会を開催し、審議して事項を速やかに答申し、報告しなければならない。